

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定であるので、同条第 2 項の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 25 日

盛岡地方法務局水沢支局
登記官 伊 東 博 之
（公印省略）

記

- 1 手続番号
第 4006-2025-0008 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
一関市千厩町清田字桃園 7 番
- 3 地目
ため池
- 4 地積
117 平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所
持分 2 分の 1 については、表題部所有者として登記すべき者がいない（令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ）

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定であるので、同条第 2 項の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 25 日

盛岡地方法務局水沢支局

登記官 伊 東 博 之
（公印省略）

記

- 1 手続番号
第 4 0 0 6 - 2 0 2 5 - 0 0 2 3 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
一関市千厩町清田字鳥喰 3 番 1
- 3 地目
墓地
- 4 地積
6 5 平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ）